

定期検査の対象となる「はかり」

取引・証明に使用する「はかり(分銅・おもりを含む)」が対象となります

- 1 スーパー、商店等で量目を表記(明示)した商品の売買に使用する「はかり」
(例えば、○○g、○○円で売られている肉や惣菜などを量るのに使用する「はかり」)
- 2 保健所(保険センター)、病院、学校、幼稚園、保育所、社会福祉施設で健康診断(体重測定)に使用する「はかり」
- 3 工場、事業所等で原材料の購入・製品の販売出荷のために使用する「はかり」
- 4 学校、給食センター等で食材などの購入のために使用する「はかり」
- 5 運送業者等(宅配便取次店を含む)が貨物の運賃算出等に使用する「はかり」
- 6 農業・漁業で農産物、水産物などの売買、出荷のために使用する「はかり」
- 7 病院、調剤薬局等で薬の調剤用に使用する「はかり」
- 8 廃棄物処理業者が、処理費用の算定に使用する「はかり」
- 9 自動詰込機(自動はかり)により詰め込んだ商品の量目を最終確認するためのチェック用の「はかり」
- 10 観光農園や農産物直売所において、料金算定や量目表記のために使用する「はかり」

※製造及び修理検定をした「はかり」は検定日の翌月から1年間定期検査が免除されます。

定期検査の対象ではない「はかり」

取引・証明に使用しないもの

- 1 事業所、飲食店、パン屋、製麺所等で原材料の配合(調理)に使用する「はかり」
- 2 個人が健康管理のために使用する「はかり」
(体重計やキッチンスケール)
- 3 公民館、公衆浴場等に設置された「はかり」(体重計)
- 4 郵便物の料金の目安を調べるために使用する「はかり」
- 5 農家で試しはかりとして使用する「はかり」
- 6 動物病院で治療のために使用する「はかり」
- 7 商店等で商品を小分けにするためのみに使用する「はかり」

「はかり」の定期検査は 消費者の安心につながります!

例...スーパー、商店等で使用する「はかり」



消費者の生活を守るために、
「はかり」の定期検査は行われています!
事業者のみなさんも消費者の安心のために、
必ず定期検査を受けましょう!

「はかり」の定期検査に関するお問い合わせは

群馬県計量検定所

〒379-2152 群馬県前橋市下大島町81-13
FAX.027-263-3142
E-mail: keiryuu@pref.gunma.lg.jp

☎ 027-263-2436

群馬県指定定期検査機関 (一社)群馬県計量協会

☎ 027-263-8217

<http://www.pref.gunma.lg.jp> 群馬県計量検定所 検索

「はかり」を取引・証明に使用するみなさまへ

「はかり」の定期検査 受けていますか?

計量法第19条の規定により、
取引^{※1}及び証明^{※2}に
使用する「はかり」は、
定期検査の受検が
義務づけられています



群馬県のマスコット「ぐんまちゃん」

※1 有償・無償を問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為。例/販売に際しての質量の計量(100g○○円など)
※2 公に又は業務上で他人に一定の事実が真実であることを表明すること。例/病院や学校等で行う身体測定など

「はかり」の定期検査 Q & A

定期検査の対象となる「はかり」は日常生活のさまざまなシーンで利用されています



Q.1

はかりの定期検査って何ですか？
何のためにやるのですか？

取引や証明で使われているさまざまな種類の「はかり」は、正確でなければなりません。しかし、どんなに正確な「はかり」であっても経年により、使用していても誤差が生じることがあります。正確な「はかり」を使うことによって、みなさんが安心して物の売買を行い、証明を信頼することができるようにするための定期検査です。

Q.2

定期検査はいつ・どこで受ければよいのですか？

定期検査の周期は、2年です。定期検査の実施日程・会場については、群馬県報や群馬県計量協会ホームページに掲載するほか、市町村の広報誌等を通じてお知らせしています。

Q.3

定期検査の実施日時に検査を受けられない場合は？

計量に関する専門的な知識と技術を持った計量士が行う検査方法があります。計量士による検査に合格した証明書を県計量検定所に届け出れば、定期検査が免除されます。

詳しくは、群馬県計量検定所のホームページまたは、
☎027-263-2436
にお問い合わせください

Q.4

定期検査を受けるのに料金はかかりますか？

定期検査の手数料は、「はかり」の種類や能力、検査方法によって異なります。なお、検査結果の合格・不合格に関わらず、同額の手数料がかかります。定期検査に合格した「はかり」には定期検査合格シールが貼られます。



定期検査合格シール

Q.5

定期検査を受けないとどうなりますか？

計量法により定期検査を受けていない「はかり」や不合格となった「はかり」は、取引や証明のために使用することはできません。これに違反した場合は、計量法に基づき罰せられ、**50万円以下の罰金**に処せられます。

Q.6

取引・証明に使うには、どんな「はかり」を購入すればよいのですか？

検定証印が基準適合証印が付いている「はかり」を購入して使用してください。



検定証印 基準適合証印

取引・証明に使用する「はかり」は、検定証印等の付いたものを使用し、2年に1度の周期で「定期検査」を受けることが義務付けられています